制定 令和5年2月21日

塩尻市は、手話は言語であるという認識に基づき、市民一人一人が、 手話の理解に努め、お互いを尊重し、分かり合い、心豊かに共生する ことを目指し、塩尻市手話言語条例第7条の規定に基づき、施策の推 進に関する方針を、次のとおり定めます。

※この方針における各施策の定義は、次のとおりです。

【既存施策】方針策定前から実施している施策

【実施施策】方針策定後、新たに実施を予定する施策

【検討施策】方針策定後に研究及び検討を要する施策

1手話に対する理解の促進及び手話の普及を図ることに関する事項 (条例第7条第1項第1号)

(1)手話の普及のため、市民が手話を学ぶ機会の提供に努めます。

【既存施策】

- ·手話奉仕員養成講座の実施(委託事業)
- ·要約筆記入門講座の実施(委託事業)
- ・ろう者と学ぶ機会(中央公民館・市立図書館など)の提供

【検討施策】

・手話を学べる動画配信

(2)事業者が行う手話に関する取り組みの支援に努めます。

【実施施策】

・市内事業者向けに、耳が聞こえない、聞こえにくい人への理解 や、簡単な手話などを紹介したリーフレット等の配布

(3)学校教育における手話の理解と普及のため、児童・生徒・教職員に対する手話を学ぶ機会の提供に努めます。

【既存施策】

・市内の小中学校、高校が取り組む福祉学習への情報提供

【検討施策】

- ・市内小中学校授業での手話体験の実施
- ・市内小中学校教職員へ特別支援教育研修会等における研修
- ·塩尻市社会福祉協議会が実施する社会福祉普及校補助金事業との連携協力

(4)市職員等に対して手話の理解と普及に努めます。

【既存施策】

・市職員向けに手話や聴覚障がいに関する情報提供

【検討施策】

・主に塩尻・広丘の広域消防職員向け手話講習会

- 2手話及び要約筆記その他の手段による情報の発信及び取得に関する事項 (条例第7条第1項第2号)
 - (1)手話による行政情報の発信について検討を進めます。

【検討施策】・市長記者会見における手話通訳

(2) 市議会における手話通訳、要約筆記の実施に努めます。

【既存施策】・市議会における手話通訳

(3)市主催の各種行事における手話通訳等の実施に努めます。

【既存施策】 ・各種行事やイベントにおける手話通訳等

- 3手話及び要約筆記その他の手段による意思疎通の支援に関する事項 (条例第7条第1項第3号)
 - (1)手話通訳者、要約筆記者の派遣を推進します。

【既存施策】

- ·手話通訳者、要約筆記者派遣事業
- ・市福祉課へ手話通訳者の設置、・市福祉課にタブレット端末を設置
- (2)手話通訳者の派遣を補完するため、遠隔手話通訳を推進します。

【既存施策】・遠隔手話通訳システムの導入

【検討施策】

・遠隔手話通訳システムの体験の場の提供

4手話通訳、要約筆記その他の手段に係る環境の充実に関する事項 (条例第7条第1項第4号)

(1)手話通訳者、要約筆記者の確保・登録を推進します。

【既存施策】

・長野県登録手話通訳者、全国統一要約筆記者認定試験合格者への登録勧奨

【実施施策】

・意思疎通支援者養成事業補助による養成講座受講料 等の補助

(2)手話通訳者、要約筆記者の技術向上を推進します。

【既存施策】

- ・手話通訳者レベルアップ講座への補助
- ·派遣手話通訳者·要約筆記者研修会参加費補助

5 災害時にろう者が必要な情報の取得及び意思疎通ができるよう必要な支援を行う ための施策に関する事項(条例第7条第1項第5号)

(1)ろう者を含め、誰もが必要な情報を得やすい工夫をします。

【既存施策】

- ·市防災行政無線戸別受信機(文字表示器)設置補助
- ・市防災会議や市民総合防災訓練への手話通訳者派遣
- ・福祉避難所に要配慮者ビブスの配布

【検討施策】

・福祉避難所において、文字による情報掲示や筆談など音声以外の情報伝達方法の実施について周知

6 その他

- (1)この方針は、必要に応じて見直すことができるものとします。
- (2)施策の内容によっては、中長期的な研究及び検討を要する場合があります。

塩尻市手話言語条例施行後、新たに実施・拡充した施策等(概要: 令和4年度)

- ① 令和4年12月3日開催の豊かな心を育む市民の集いにおいて、「手話への理解を深め、 互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現」と題して群馬大学共同教育学部の金澤 貴之教授の講演会を開催【社会教育スポーツ課】
- ⇒ 参加者96名 金澤教授の講演から手話やろう者に対する理解を深め、障がいの有無に関わらずすべての市民がともに暮らす地域共生社会について考える機会となりました。
- ② 市内事業者向けに、耳が聞こえない、聞こえにくい人への理解や、簡単な手話などを紹介したリーフレットを作成 【福祉課】
- ⇒ 現在作成中。令和4年度内に400部作成し、店舗など事業所での顧客対応時に、簡単な手話をする 参考としていただくほか、聴覚に障がいのある従業員などへの配慮などを促す内容を掲載しています。
- ③「意思疎通支援者養成事業補助金」を創設し、手話通訳者と要約筆記者の人材育成を目的に、資格取得のための講座受講料、教材費、資格試験受験料及び交通費を対象とした補助金を、県内で初めて実施【福祉課】
- ⇒ 令和4年度予算100,000円 手話通訳者や要約筆記者の資格取得にかかる経費全体を網羅した 制度設計により負担軽減を図ることで人材育成を推進します。
- ④ 手話通訳レベルアップ講座等で利用している総合文化センター会議室のWi-Fi環境を整備 【デジタル戦略課】
- ⇒ 令和4年度予算2,804,000円 今後施設のWi-Fi環境を活用して遠隔手話通訳システムの体験会などの実施検討を福祉課で進めます。
- ⑤ 令和5年度当初予算において、手話通訳料を拡充 【福祉課】
- ⇒ 令和4年度と比較し483,000円増額し、社会生活において必要な手話通訳や要約筆記を安心して利用ができるよう対応します。